

小田原市人権施策推進指針の改定について

1 小田原市人権施策推進指針について

国際的・国内的に人権に関する多くの取組が進められてきた中で、本市においても、人権問題の解決に向けて人権尊重の視点に基づき何を大切にし、また、どのように市の人権施策を推進するべきかを明らかにするため、平成23年（2011年）に「小田原市人権施策推進指針」を策定しました。

2 改定の趣旨

指針策定後、約10年が経過し、その間、国内外の社会情勢の変化等により人権問題は多様化・複雑化するとともに新たな問題も生じています。また、それらに対応する新たな法律も制定されるなど、人権を取り巻く状況が変化していることから、現行指針を時代に対応した内容に改めることで、市の人権施策をさらに推進し、人権が尊重された社会の実現を目指します。

3 改定時期（予定）

令和5年（2023年）3月末

4 指針（改定版）の骨子と主な改正点

(1) 第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

ア 指針策定の背景として、国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs）について追記しています。

イ 指針の改定にあたり考慮した視点を新たに記述しています。

(2) 第2章 指針が目指すもの

ア 基本理念及び基本目標については、現行指針から継続しています。

基本理念：誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり

基本目標：人権が尊重される市政の推進

参画と協働による人権施策の推進

人権意識の向上、人権感覚の育成

(3) 第3章 人権施策の推進へ向けて

ア 基本目標の実現に向けて、「人権教育・啓発の推進」、「相談・支援の充実」及び「人権施策推進に向けた多様な主体との連携」に取り組むことを新たに記述しています。

イ 多様な主体との連携を取りながら諸施策の推進に取り組むことを記述しています。

(4) 第4章 分野別施策の推進

ア 現行指針と同様に人権問題ごとに、現状と課題、主要施策の方針を新たに記述しています。

イ 分野別施策の項目に、性的指向や性自認に関する人権、自死や貧困の問題を追記したほか、災害に伴う問題、戸籍に記載が無い人の問題、拉致被害者の問題を新たに記述しています。

ウ 子どもの人権では、ヤングケアラーの問題を新たに記述したほか、施策の方針として多様性の尊重や子どもの権利を大切にすること等を新たに記述しています。

エ 障がい者の人権では、障がい者差別解消法の施行により合理的配慮を行うことを新たに記述しています。また、障がいのある人が直面している社会的障壁について具体的な事例を新たに記述しています。

オ 外国につながるのある人の人権では、外国籍の人だけでなくルーツを持つ人も含め範囲を広げたほか、ヘイトスピーチについて新たに記述しています。

カ 疾病等に関する人権問題では、ハンセン病等の問題のほかに新型コロナウイルス感染症による偏見や差別等について新たに記述しています。

キ 犯罪被害者等の人権では、現行指針では犯罪被害者等の人権と刑を終えて出所した人等の人権を1つの項目で記述しましたが、改定版では別々の項目としています。

ク インターネット等による人権侵害では、SNSなどインターネットを介した誹謗中傷等により被害を受けた人への相談・支援に努めることを新たに記述しています。

(5) 第5章 人権施策推進にあたっての役割・体制等

ア 施策の推進にあたっての行政の役割や推進体制等について記述していま

す。

イ 行政と外部委員による人権施策推進委員会が連携して施策の推進を図ることを記述しています。

5 改定スケジュール

(1) 経過

令和3年（2021年）10月	市長から小田原市人権施策推進委員会に諮問 第1回委員会
12月	第2回委員会（改定案に係る調査・審議）
令和4年（2022年）3月	第3回委員会（改定案に係る調査・審議）
7月	第4回委員会（改定案に係る調査・審議）
10月	第5回委員会（改定案に係る調査・審議）

(2) 今後の予定

令和4年（2022年）12月	パブリックコメント実施 令和4年12月15日～令和5年1月13日
令和5年（2023年）2月	第6回委員会（答申書のとりまとめ）
3月中旬	小田原市人権施策推進委員会から市長に答申
3月下旬	小田原市人権施策推進指針 改定・公表